

市町村探訪

元気

わくわく

寝屋川市編

「公益活動支援公募補助金」 「にぎわい創出公募補助金」を創設!!

寝屋川市では「公益活動支援公募補助金」「にぎわい創出公募補助金」というユニークな名称の補助金を平成17年度から創設されました（交付は平成18年度から）。

この補助金の特徴は、公募制により、市民団体等が自主的・自発的に行う事業に対し補助するということと、補助金交付のための審査に公開プレゼンテーションが盛り込まれていることです。これにより各団体の自発性・創意工夫が大いに発揮されることが期待されます。

今回の元気わくわくでは、「行財政改革」と「市民と行政が協働する市民参画型社会の推進」の両方の視点から、このような新たな補助金を創設した寝屋川市の取組をご紹介します。

行財政改革への取組

平成12年4月、市民や学識経験者、各団体の代表で構成する「行財政改革市民懇談会」（以下、「行革市民懇」という）から「寝屋川市の行財政改革への提言」として意見具申がなされました。

この意見具申の趣旨を踏まえ、市では、同年5月に「行財政改革大綱」（平成12～21年度）を策定し、「簡素で効率的な行財政システムの構築」と「市民参加の推進と行政の公正・透明性の向上」を基本目標に行革を進めることになりました。

補助金についても、平成12年7月に策定された行革第1期実施計画に基づき、各担当課による見直し

が進められましたが、当時としては、なかなか全体を通じた抜本的な改革というところまではいかなかったようです。市では、このような見直しに留まることなく更なる改革に向けて動いていくこととなります。

第三者による補助金の徹底的な 見直しと新提案!

「行革市民懇」からはさらに、平成14年1月に市に提出した意見具申において、「補助金の見直しについては、補助金に関わりのない第三者によるべき」との提言がなされました。

一方、議会からは、平成12年5月に設置された「緊急行財政改革特別委員会」により、平成13年5月に「行財政改革についての提言～中間のまとめ～」、平成14年5月に「行財政改革についての提言」が出されました。その中で、補助金については白紙に戻して一から審査し、市として真に補助すべき事業等であるかどうか精査・検討をすることや、公募方式の採用などについて提言がなされました。

市は、これらの提言を受け、今回の補助金改革において最も重要な役割を果たした「補助金検討委員会」（以下、「検討委員会」という）を、平成15年2月に発足させることになりました。

「検討委員会」は、公認会計士や大学教授、NPO関係者などの5名で構成されたいわば専門家集団です。

発足して約1年後の平成16年1月に「中間報告」を、平成16年10月に「基本報告」、そして平成17年

2月に「最終報告」を取りまとめました。

(1) 「中間報告」

「中間報告」では、補助金改革は①「行財政改革の視点」と「市民協働の視点」に立脚すべきとする2つの視点と、②個々の補助金を評価するにあたって踏まえるべき8つの原則を打ち出しました。

①「行財政改革の視点」と「市民協働の視点」の2つの視点

ア 行財政改革の視点

補助金改革にあたっては、長期的な財政難の中で、効率的な執行を確保するため、時代遅れになったものなどについては廃止することにも留意しながら、その補助金が採択された理由や効果など、市民に納得のいく説明ができるものでなければならない。

イ 市民協働の視点

ボランティアやNPOなどによる新しい形態の市民活動が活発になりつつある今日、公共を担う主体も、これまでのように政府や自治体だけではなくってきていることに伴い、様々な団体が協力し、それぞれに知恵と力を出し合いながらまちづくりを担っていく市民協働型の自治が求められている。補助制度も、このような市民協働型の自治を支え、市民の自発性と創意工夫を最大限に引き出すものになっていかなければならない。

②補助金評価の8つの原則（8つの原則）

1 戦略性の原則

→明確な理念や見通しの明確化

2 補助目的明確化の原則

→目的や効果の明確化

3 公平性の原則

→特定の分野・産業への補助の正当性確保
→類似団体にも門戸を広げる

4 補助・委託明確化の原則

→委託事業がふさわしいのは委託へ

5 事業補助の原則

→事業を対象とし、団体運営補助は行わない

6 創意工夫の原則

→創意工夫がなされている

7 経理の適切さの原則

→適切な経理

→不適切な場合は返還

8 自立性の原則

→事業費の1割以上5割未満

(2) 基本報告

「中間報告」が出された後、「検討委員会」による補助金の見直しは更に加速していくこととなります。

その姿勢は徹底したもので、134件の補助金全てについて各担当課からヒアリングを行いました。さらに、その開催ペースも当初は月1回でしたが、それでは足りないとして半年以上にわたり月2回開催したほか、委員は膨大な資料を自宅まで持ち帰り、長時間の「予習」をして毎回の会議に臨まれたそうです。

このような「検討委員会」の精力的な取組により、個々の団体の状況や補助金をめぐる個別の政策事情にわたるまで、詳細な個別評価が行われました。

こうして平成16年10月に出された「基本報告」では、全ての補助金について、「中間報告」で示された「行財政改革の視点」と「市民協働の視点」に立脚しながら、補助金評価のための8つの原則に基づき個別に評価され、それぞれ「継続」、「見直し」、「変更」、「廃止」の4つの区分に分類されました。

その結果、134件中18件の補助金が趣旨や狙いが

表1 審査結果総括表

審査判定区分		件数	構成比率(%)
継続	一般補助	66	49.3
		見直し	11
変更	(仮)公益活動支援公募補助金	14	10.5
	(仮)にぎわい創出公募補助金	17	12.7
	委託	5	3.7
	直接執行	3	2.2
廃止		18	13.4
計		134	100.0

用語説明

継続	一定の改善が必要であるにしても基本的に継続
見直し	継続するにあたって一定の条件を付したものの
変更	継続するにしても別の形態が望ましいもの
廃止	補助金の趣旨・目的や効果などに問題があり、現状のままでは継続することが望ましくないもの

表2 公募補助金の概要

	公益活動支援公募補助金					にぎわい創出公募補助金
目的	公益活動の促進を図ること					まちの活性化とにぎわい創出を図ること
補助の種類 及び 内容	①市民活動補助 右の②から⑤以外の事業に対する一般的な補助。	②日常的継続事業補助 一時的・単発的に行う事業でなく、毎日・毎週等続けてサービスを提供する事業に対する補助。	③初動期支援型補助 団体設立後3年以内の団体が行う事業に対して補助することにより、初動期の支援を行い、事業の拡充を図る。	④事業立上げ・拡充補助 団体等が新たな事業を立ち上げるか、事業の拡充を行う際の補助で、新たな事業への取り組み、事業の拡充を誘発する。	⑤中間支援活動補助 他の団体等が行う公益活動を多様な面から支援する事業に対する補助。	まちの活性化とにぎわい創出に寄与する事業に対する補助で、産業団体・市民団体等の斬新なアイデアと創意工夫により、まちの活性化とにぎわい創出を図る。
補助率	2分の1以内	2分の1以内	4分の3以内	4分の3以内	2分の1以内	2分の1以内
限度額	50万円 (翌年度交付タイプの場合250万円)	30万円	10万円	100万円	30万円	300万円
交付回数	1事業につき連続して3回まで	1事業につき連続して3回まで	1団体につき2回まで	1団体につき2回まで	1事業につき連続して3回まで	1事業につき連続して3回まで
補助対象事業	◇公共の福祉の向上・市民の利益の増進につながり、公益上の必要性が認められること ◇市内で行われているか、事業の対象が主に市民であること					◇まちの活性化とにぎわい創出を促進し、市民の利益の増進につながるものであること ◇広く市民の参加が期待できるものであること(営利事業も可)
除外事業	◇営利を目的とする事業 ◇宗教的・政治的な事項を目的とする事業 ◇市からこの補助金以外の給付を受けている事業					◇宗教的・政治的な事項を目的とする事業 ◇市からこの補助金以外の給付を受けている事業
補助対象団体	◇市内に活動拠点があるか、市内で活動の主要部分を行っている団体					◇市内に事務所がある団体 (ただし、個人事業者については、その事業を補助対象団体と共同するか、3以上の個人事業者で連携して行うときに、補助対象団体とみなします。)
交付のタイプ	①翌年度交付タイプ →事業を行う前年度に公募・審査を行い、その翌年度に補助金を交付 ②当該年度タイプ →事業を行う当該年度内(前期・後期の2回)に公募・審査を行い、補助金を交付 ③当該年度・翌年度併用タイプ →当該年度から翌年度にまたがる事業を行いやすくなるよう、①と②を併用 ※平成17年度に行う募集は、翌年度タイプのみ。					
補助対象経費	◇事業実施に必要な経費は、基本的に補助対象となります。 ※団体を維持・運営するために必要な経費(団体の事務所などを維持する経費、団体の経常的な活動に要する経費、団体の構成員に対する飲食費、団体の構成員に対する人件費等)は補助対象となりません。					
審査機関	◇第三者機関である「公募補助金審査委員会」が審査 (学識経験者、NPO関係者、商工業関係者、公募による市民等で構成)					
審査方法	◇1次審査:書類審査 ◇2時審査:公開プレゼンテーション (公益活動支援公募補助金については、申請額が5万円未満の場合、プレゼンテーションを行わなくても構いません。)					
審査の公開	◇「公募補助金審査委員会」は、原則公開で行います。					
事後報告	◇事業終了後、各団体による補助事業の公開報告会を予定しています。 (公益活動支援公募補助金については、補助金の額が5万円未満の場合、公開報告会で報告しなくても構いません。)					

明確でない、時代の変化により既に役割を終えているなどの理由から「廃止」に分類されることになりました。

また、「廃止」以外に分類された116件については、さらに「一般補助金」、「(仮称)公益活動支援公募補

助金」、「(仮称)にぎわい創出公募補助金」、「委託」、「直接執行」の5つの形態に分類されました。

(3) 最終報告

平成17年2月に出された「最終報告」では、「公益

活動支援公募補助金」と「にぎわい創出公募補助金」について、その制度設計まで詳細な提案がなされました。

①「公益活動支援公募補助金」

「公益活動支援公募補助金」は、市民協働型の自治を支え、市民の自発性と創意工夫を引き出すとするものであることから、これまで補助金を受けてきた団体についても、新たに応募し審査を受けなければなりません。補助金の既得権化を防ぎ、また、活動に斬新なアイデアと工夫をもたらすように方向づけられています。

②「にぎわい創出公募補助金」

「にぎわい創出公募補助金」は、商店街等の活性化のために、中小商店の保護という視点だけでなく、「にぎわい創出」(＝まちづくり)の観点から、商業団体に限定することなく、他の関連産業団体やNPOなどにも広く応募資格を認めるものです。

商店街振興に関連する補助金はこれまで2種類ありましたが、これらは補助対象事業が特定されていたり、特定の団体が毎年補助金を受け、商店街振興事業に求められる斬新なアイデアや創意工夫を生み出す余地が少なかったため、これらを統合し、新たに「にぎわい創出公募補助金」として再出発するべきとされました。

こうして、「検討委員会」は発足以来2年間で、その開催回数は計33回にもなっていました。

市はこの間、平成16年2月に行革第2期実施計画を策定し、「時代の変遷により今日的状況に合わなくなったり、効果の薄くなった補助金を見直すとともに、時代のニーズに対応した事業への支援、助成を推進する」と取組内容を明確に定め、新たな補助金制度を確立し、補助金の公益性・公平性の確保、財源の有効活用を目標に掲げました。

そして、「検討委員会」からの報告を重く受け止め、直ちに可能なものについては平成17年度予算に見直し内容を反映させ、公募補助金については平成17年度に創設を行い、平成18年度からの交付

としました。

公募補助金がスタート！

平成17年11月1日から11月30日までの1ヵ月間、「公益活動支援公募補助金」と「にぎわい創出公募補助金」の事業募集が行われ、応募件数は「公益活動支援補助金」が44件、「にぎわい創出公募補助金」が1件というものでした。

これらの応募事業の審査にあたっては、客観的な評価を行うために、第三者機関である「寝屋川市公募補助金審査委員会」(以下、「審査委員会」という)を設置しました。審査委員会は学識経験者、NPO関係者、商工業関係者、公募による市民の計6名で構成されています。

平成17年11月末から審査委員会による書類審査(第1次審査)を経て、平成18年1月14、15日と公開プレゼンテーション(2次審査)が行われました。



応募された全45件の内31件が今回新たに補助金を受けようとする事業です。それ以外の14件はこれまで補助を受けてきたもので、「検討委員会」による見直しにより公募補助金に変更することが望ましいとの評価を受けた事業ですが、公募補助金の趣旨を理解し自発的に応募されたものでした。

「公益活動支援公募補助金」では、保育などの子ども向けボランティア、高齢者向けボランティア、国際交流、防犯運動、コミュニティ活動など様々な創意工夫を凝らした事業が各団体によりPRされ、また「にぎわい創出公募補助金」では、エコエネル

ギーを通じた地域産業の活性化などに向けた取組のPRが行われました。

これらの各団体によるPRは持ち時間が6分間と限られていますが、それぞれのまちづくりへの熱い思いがプレゼンテーション会場を熱気で包み込んでいました。



審査の結果は本年2月下旬に通知され、交付決定は4月に行われる予定です。また、事業終了後は、各団体による補助事業の公開報告会が予定されています。

おわりに

寝屋川市の公募補助金は、動き出したばかりですが、注目すべきことは、補助金の見直しは行財政改革の一環であることは当然ですが、これに市民協働の視点を取り入れることで、単なる見直しやシーリングという域をはるかに越えて、市民協働社会の構築のための一つのチャンスにしているという点です。

厳しい財政の建て直しとまちづくりの推進は、どちらも重要でありながら、一見すると水と油のように思われますが、今回、寝屋川市の公募補助金の取組に触れ、それらを両立することへの道は、アイデアや発想の転換などにより拓かれていくものと感じました。

今般の地方自治体を取り巻く環境は厳しいものがありますが、寝屋川市におかれては、このような創意工夫に満ちた取組を一層発展させ、今後とも各市町村のモデルとなるような先駆的な取組を進めて行

かれることを期待しています。

(大阪府総務部市町村課総務・企画グループ

中村 健一)